

AOTrauma Japan 会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

本会は、AOTrauma Japan (略称: AOTJP)と称する。

第2条 (事務局)

本会は、事務局を東京都港区六本木 6-15-21 ハークス六本木ビルに置く。

第2章 目的及び事業

第3条 (目 的)

本会は、日本における AOTrauma の会員と AO 財団との関係を密にし、外傷を中心とした運動器疾患に関する研究・教育活動を展開し、会員相互の交流の場を提供することを目的とする。

第4条 (事 業)

本会は、前条の目的を達するため次の事業を行なう。

- (1) 運動器外傷に関する講演会／講習会などの開催
- (2) AO に関する最新情報の提供
- (3) 本会会員の AO 活動への参加促進および援助

第3章 会員及び上級会員

第5条 (会 員)

本会は、正会員、準会員、名誉会員および Founder をもって構成する。

新たに AOTrauma member となった者は、前項に定める入会の申込を行ったものとみなす。

(1) 正会員

AOTrauma Member であり、日本の医師免許を有するもの

(2) 準会員

AOTrauma Member であり、研究者、手術室看護師等、医師以外で第3条の目的に賛同したもの

(3) 名誉会員

上級会員のうち本会の運営に特に功労のあった者で、理事会の推薦により上級会員会の承認を得た者とする。

(4) Founder

AOTrauma Japan の前身である AO Alumni Association Chapter Japan の設立役員を Founder とする。

第6条 (上級会員)

本会は、運営に関する重要事項を審議するために上級会員をおく。

以下の要件を満たすものとする。

AOTrauma Advanced Principles Course 修了者

上級会員は理事会で推薦し、上級会員会の承認を経た後、総会に報告する。

第7条 (上級会員の職務)

上級会員は上級会員会を構成し、本会運営のため重要事項を審議決定する。

第8条 (入会手続及び会費)

本会に入会を希望するものは、直接 AOTrauma Membership の登録をし、所定の会費を納入しなければならない。

第9条 (資格の喪失)

会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会した時
- (2) 死亡した時
- (3) 除名された時

第10条 (退 会)

会員が退会しようとする時は、退会届けを理事長に提出しなければならない。

第11条 (除 名)

会員が以下の事項に該当するときは、理事会の議決を経て理事長がこれを除名することができる。

- (1) AO の名誉を傷つけ、または、AOTJP の目的に違反する行為があったとき
- (2) AOTrauma Membership の資格を喪失したとき

第4章 理事・監事・顧問

第12条 (役 員)

1. 本会には、次の役員を置く。

(1) 理 事 長 (Chairperson)	1 名
(2) 副理事長 (Vice Chairperson)	3 名
(3) 理 事	若干名
(4) 監 事	2 名
2. 副理事長は各々、Education、Community development、Research officer を務める。

第13条 (役員を選任)

1. 理事の選出は、上級会員の中から理事会で推薦し、上級会員会の承認を経た後、総会に報告する。
2. 理事長の選出は、理事会において理事の互選により行う。
3. 副理事長は、理事会が推薦し、上級会員会の承認を経た後、総会に報告する。
4. 前理事長は、理事長任期満了後、理事会の推薦により理事となることができる。推薦を受けた後、上級会員会の承認を得るものとする。
5. 監事は、理事会が推薦し、上級会員会の承認を経た後、総会に報告する。

第14条 (役員職務)

1. 理事長は、本会の会務を総括し、理事会を組織して本会の事業を執行する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が会務を執行できない時は、Education 担当副理事長がその職務を代行する。
3. 理事は理事会を構成し、本会運営のため重要事項を審議立案する。
4. 監事は、本会の業務、および財産の状況を監査し、理事会に出席して意見を述べるができる。但し、理事会における議決権は持たないこととする。

第15条（理事の任期）

1. 本会の理事の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 理事はその任期満了後、後任者が就任するまではなおその職務を行なう。
3. 理事の任期は、年齢満65歳に達する日の属する年の上級会員会までとする。
4. 監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時上級会員会の終了の時までとし、再任を妨げない。年齢は特に制限を設けない。

第16条（顧問）

本会には、理事会の推薦により顧問を置くことができる。
顧問は、理事会に招聘され、意見を述べることができる。但し、理事会における議決権は持たないこととする。

第5章 会 議

第17条（理事会の招集等）

1. 理事会は、理事長が必要に応じ適宜これを招集する。ただし理事の3分の1以上あるいは監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
2. 理事会の議長は、理事長とする。

第18条（理事会の定足数等）

1. 理事会は、理事数の3分の2以上の出席をもって成立する。
2. 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第19条（委員会）

1. 本会は会務執行のため、委員会を置くことができる。
2. 委員会の内容および構成委員は、理事会で議決し、委託する。
3. 委員会は理事会で委員会規則を作成し、これに基づいて構成、運営する。

第20条（上級会員会）

1. 上級会員会は、毎年1回理事長がこれを招集する。
2. 臨時上級会員会は、監事または理事会が必要と認めるとき理事長が招集する。
3. 上級会員会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

第21条（上級会員会の議長）

上級会員会の議長は、理事長とする。

第22条（上級会員会の審議事項）

上級会員会は、この会則に別に定めるほか、次の事項を審議する。

- (1) 事業報告および収支決算に関する事項
- (2) 事業計画および収支予算に関する事項
- (3) その他本会の業務に関する重要事項

第23条（上級会員会の定足数）

1. 上級会員は、委任状を含め上級会員数の2分の1以上の出席をもって成立する。
2. 上級会員会の議事は、上級会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第24条（総会）

1. 通常総会は、毎年1回理事長がこれを招集し、次の事項につき報告する。
 - (1) 事業報告および収支決算に関する事項
 - (2) 事業計画および収支予算に関する事項
 - (3) その他本会の業務に関する重要事項
2. 臨時総会は、必要に応じて理事長が招集する。

第25条（総会の議長）

通常総会の議長は理事長とする。

第26条（会員への通知）

総会の議事の要領および報告事項は、会員に通知する。

第27条（議事録）

全ての会議には議事録を作成し、議長および副理事長のうち1名が記名押印のうえ、これを保存する。

第6章 会則の変更

第28条（会則の改定）

本会則の改定は理事会において審議の後、上級会員会の出席者過半数の議決を経て総会で報告するものとする。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第7章 補 則

第29条（書類の備付等）

本会の事務局に、以下の書類を常備する。

- (1) 会則、委員会規則
- (2) 会員名簿
- (3) 理事会の議事に関する書類
- (4) AOTrauma Membership に関する書類
- (5) その他必要な書類

第8章 附 則

1. Founder は、糸満盛憲、田中正、澤口毅、佐藤徹、森川圭造とする。
2. 本会則は、2017年2月18日から施行する。

以上